

補足

【該当箇所】

p16 図5 化粧品基準イメージ

【内容】

化粧品への配合可否や配合上限がある成分を記載したリスト（昭和36年2月厚生省告示第15号別表）が以下ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001305716.pdf>

化粧品基準（平成12年9月29日付け厚生省告示第331号）において、上記リストに記載されている成分については、化粧品の種類に応じ、化粧品に使用できることが規定されています。

内容をご確認の上、配合することができない成分の配合や規定された配合量の上限を超えての配合をすることがないようにご注意ください。